

田原市主食費・副食費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年田原市条例第19号）第3条に規定する特定教育・保育施設等（以下「保育所等」という。）を利用する市内に在住する子どもの保護者に対し、田原市主食費・副食費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めることにより、保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援の拡充を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 補助対象子どもが在園する市内の保育所等を運営する事業者
- (2) 市外の保育所等に在園する補助対象子どもと生計を一にする当該子どもの保護者

2 前項各号の「補助対象子ども」とは、市内に住所を有する子どもで、田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則（平成27年田原市規則第5号。以下「規則」という。）第3条の3第1項各号に該当するものをいう。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、前条第2項の補助対象子どもが保育所等の利用において、規則第3条の3第1項各号に規定する食事の提供に要する費用として、補助対象者が負担した経費とする。

(補助金額)

第4条 1月ごとの交付すべき補助金の額（以下「補助金額」という。）は、次

の各号に掲げる補助対象者に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、食事の提供に要する費用の実費がこれを下回る場合は、当該実費相当額によるものとする。

(1) 第2条第1項第1号に掲げる者 運営する保育所等に在園する補助対象子どもの別表に規定する補助基準額を合計した額

(2) 第2条第1項第2号に掲げる者 生計を一にする補助対象子どもの別表に規定する補助基準額を合計した額

(交付申請及び実績報告)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、保育所等において食事の提供があった月の翌月以後に、当該月分又は複数の月分の補助金額について田原市主食費・副食費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「申請書等」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、3月分の食事の提供に係るものについては、当該年度の3月31日までに提出しなければならない。

2 申請書等には、給食費負担額一覧表（様式第2号）又はこれに準じた書類その他必要な書類を添付しなければならない。

(交付決定及び確定通知)

第6条 市長は、申請書等を受けた場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、補助金の交付を決定し、及び補助金額を確定したときは、田原市主食費・副食費補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第3号。以下「通知書」という。）により、申請書等を提出した者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 通知書を受けた申請者は、速やかに田原市主食費・副食費補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書を受けたときは、速やかに補助金を申請者に交付するものとする。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 法令、例規及びこの要綱に違反したとき。

(2) 提出した書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正の行為があったとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条及び第8条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

別表（第4条関係）

食 事 の 区 分	算 定 方 法	補 助 基 準 額
主 食 費	日 額 の 場 合	30円／人・日×給食実施日数
	月 額 の 場 合	600円／人・月
副 食 費	日 額 の 場 合	200円／人・日×給食実施日数
	月 額 の 場 合	4,500円／人・月

備考 この表における「算定方法」は、保育所等の事業者が食事の提供に要する費用をその利用者から徴収するとした場合の、徴収する際の算定の方法をいう。